

審査基準（公表用）

様式第3号

健康福祉部 薬務課

法令名	薬事法の一部を改正する法律		法令番号	平成18年法律第69号	
手続名	既存配置販売業の許可		根拠条項	附則第13条第1項に基づく旧薬事法第30条第1項	
審査基準	<p>1 申請者（法人であるときは、その業務を行う役員を含む。）が、次のイからホまでのいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 第75条第1項の規定により許可を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者</p> <p>ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者</p> <p>ハ イ及びロに該当する者を除くほか、この法律、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他の薬事に関する法令又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為のあった日から2年を経過していない者</p> <p>ニ 成年被後見人又は麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者</p> <p>ホ 心身の障害により、配置販売業者の職務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの</p> <p>2 申請者が次に掲げる条件に該当すること。</p> <p>旧制大学、旧専門学校又は大学において薬学に関する専門の課程を修了した者。</p> <p>旧中学校令（昭和18年勅令第36号）に基づく中等学校若しくは学校教育法に基づく高等学校又はこれと同等以上の学校において薬学に関する専門の課程を修了した後、3年以上配置販売業の実務に従事した者。</p> <p>5年以上配置販売業の実務に従事した者であって、都道府県知事が適当と認めたもの。</p> <p>3 取り扱おうとする品目は、配置販売品目指定基準に適合すること。（既存配置販売業の品目指定の項参照）</p>				
	<p>台帳収載品目一括指定の場合あるいは個別指定3品目まで15日 1品目増す毎に3日</p>				
受付機関	薬務課	処理機関	薬務課	交付機関	薬務課
				標準処理期間	上記のとおり
				標準経由期間	日
				目次	46